

告示第 80 号

太子町老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱（平成 6 年要綱第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 4 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

別記第 2 中「共生型助け合い活動・会員加入促進活動・地域活動の再開」を「共生型助け合い活動及びクラブ活動継続の推進」に、

「ア 共生型助け合い活動

子育ての相談・支援や子どもとの体験交流などの子育て支援に寄与する活動、在宅のひとり暮らし高齢者等の見守りや施設に入所している高齢者等への友愛活動などの見守り活動に寄与する活動、高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わない地域の助け合い活動

イ 会員加入促進活動

高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動

ウ 地域活動の再開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により停滞した地域活動の再開やウィズコロナ時代に対応した新たな活動

(2) 健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動

いきいきクラブ体操、いきいき百歳体操、ラジオ体操、その他高齢者の健康づくり・介護予防のために町が適当と認める体操等の実施・普及促進活動（原則、年間を通じて、一定の定期的活動が行われるものに限る。）

」を

「ア 共生型助け合い活動

子育ての相談及び支援並びに子どもとの体験交流などの子育て支援に寄与する活動並びに在宅のひとり暮らし高齢者等の見守り及び施設に入所している高齢者等への友愛活動などの見守り活動に寄与する活動並びに高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わない地域の助け合い活動

イ クラブ活動継続の推進

I C T の活用促進や担い手不足への対応並びに感染症及び熱中症対策など継続的な活動に資する取り組み並びに高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動

(2) 健康づくり（健康体操等）の実施及び普及促進活動

いきいきクラブ体操、いきいき百歳体操、ラジオ体操、その他高齢者

の健康づくり・介護予防のために町が適当と認める体操等の実施及び普及促進活動（原則、年間を通じて、一定の定期的活動が行われるものに限る。）

」に

改める。

別表老人クラブ活動強化推進事業の項中「共生型助け合い活動・会員加入促進活動・地域活動の再開」を「共生型助け合い活動及びクラブ活動継続の推進」に、「健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動」を「健康づくり（健康体操等）の実施及び普及促進活動」に改める。